

第 1 4 4 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 1 9 年(2007 年) 2 月 1 4 日(水)

議 事 録

会議名		第144回杉並区都市計画審議会
日 時		平成19(2007)年2月14日(水) 午前10時から午前11時
出席者	委員	〔学識経験者〕 黒川・村上・陣内・石川・*** 〔区 民〕 田木・徳田・武井・***・大村・野口・*** 〔区議会議員〕 岩田・くすやま・***・横山・***・斉藤・曾山 〔関係行政機関〕 畠山・森下
	説明員(区)	〔政策経営部〕 **** 〔危機管理室〕 **** 〔区民生活部〕 ****、***** 〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、まちづくり担当部長、都市計画課長、調整担当課長、まちづくり推進課長、拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長、土木管理課長、道路区域整備担当課長、建設課長、交通対策課長、みどり公園課長、杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境清掃部長、環境課長
傍聴	申請	6名
	結果	6名
配布資料		<p><審 議> ア. 東京都市計画道路(幹線街路補助線街路第216号線)の変更について 〔東京都決定〕 ◎議案1 東京都市計画道路の変更について(案) 位置図、計画書、案の理由書、計画図 議案1 参考資料 東京都市計画道路の変更について 案内図、変更の概要、計画図1、計画図5、補助216号線の今までの経過とこれからの予定 参考 補助幹線(幅員6m程度)のイメージ</p> <p><報 告> ア. 東京外かく環状道路について ◎東京外かく環状道路について 資料-1 平成19年1月9日付け環境大臣意見 資料-2 平成19年1月26日付け国土交通大臣意見 資料-3 杉並区都市計画審議会答申 資料-4 区長意見</p> <p>イ. 放射第5号線について ◎放射第5号線について 資料-1 放5・協議会だより 第5号</p>

議事日程	1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 署名委員の指名 4. 傍聴申出の確認 5. 議題の宣言 6. 議 事 (1) 審 議 ア. 東京都市計画道路(幹線街路補助線街路第216号線)の変更について [東京都決定] (2) 報 告 ア. 東京外かく環状道路について イ. 放射第5号線について 7. 事務局からの連絡 8. 閉会の辞
審議経過	◎議 案 東京都市計画道路(幹線街路補助線街路第216号線)の変更について [東京都決定] <18諮問第4号> 説明者=調整担当課長 <主な質疑> なし
審議結果	◎議 案 東京都市計画道路(幹線街路補助線街路第216号線)の変更について [東京都決定] <18諮問第4号> 審議の結果、案の通り異議なしとなった。

発言者	発 言 内 容
-----	---------

都市計画課長 では、定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員から所用のため欠席とのご連絡をいただき
てございます。なお、〇〇委員からは少々遅れるという連絡がございました。したが
いまして、現在、都市計画審議会全21名の委員のうち17名の委員が出席されてお
りますので、第144回杉並区都市計画審議会は有効に成立してございます。

それでは、開会の宣言をお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまから第144回杉並区都市計画審議会を開催します。

審議に先立ち、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

都市計画課長 では初めに、区におきまして1月1日付けで人事異動がございました。これに伴い
まして、まちづくり推進課長の異動がございましたので、新しくまちづくり推進課長

発言者	発言内容
-----	------

となりました齋木でございます。

まちづくり推進課長 齋木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

都市計画課長 なお、前まちづくり推進課長の五十嵐は都市整備部副参事となっております。

それでは、引き続きまして、審議会運営規則第11条第2項に基づきまして、本日の署名委員の指名をお願い申し上げます。

会長 それでは、本日の会議録署名委員を指名します。曾山委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

本日は傍聴の申し出はいかがでしょうか。

都市計画課長 本日は〇〇さん、1名から傍聴の申し出がございますことをご報告させていただきます。

会長 それでは、傍聴の希望がありますが、きょうは非公開の事由はありませんので、傍聴を認めたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、そういうことにいたしたいと思っております。

他には何かありますか。

都市計画課長 特にございません。

会長 それでは、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長 本日の議題は、審議案件といたしまして、「東京都市計画道路（幹線街路補助線街路第216号線）の変更について」、報告事項といたしまして、「東京外かく環状道路について」及び「放射第5号線について」でございます。

資料につきましては、お手元の「配付資料一覧」でご確認をいただきたいと思っております。以上でございます。

会長 それでは、審議事項でございますが、「東京都市計画道路（幹線街路補助線街路第216号線）の変更について〔東京都決定〕」の説明をよろしく申し上げます。

調整担当課長 それでは、私から説明させていただきます。本件は東京都決定でございます。

平成19年1月26日から2月9日まで公告・縦覧を行いまして、意見の募集を行ったところでございます。意見の提出先は東京都知事あてとなりますが、区独自で区民意見を把握するため、区でも意見募集を行ったところでございます。区へ提出された意見書はございませんでした。

議案の説明をさせていただきます。補助216号線は東京都決定の都市計画でございしますが、外環の都市計画と同様、今回も東京都が都市計画の変更にあたり、関係区市町村である杉並区の意見を聞くこととなります。この都市計画案の変更並びに変更

発言者	発言内容
-----	------

理由について、お手元の資料に基づきまして説明を行います。最初に議案を、次に参考資料の順でご説明いたします。

詳しくは参考資料でご説明したいと思います。

では、議案1をご覧くださいと思います。これは都から正式に送られてきたものでございます。

次のページをお開きください。1ページでございます。右下にページ番号を振っております。位置図でございます。

次のページをお開きください。2ページでございます。下の部分に変更概要が記載されています。変更事項がございまして、1の一部線形の変更、ルートの変更と、2の車線数を2車線に決定するというところでございます。

次のページをご覧ください。3ページでございます。都市計画の案の理由書でございます。一言で簡単にご説明いたしますと、世田谷区大蔵地区の地区計画の指定に合わせ、都市計画道路のルートを変更するというところでございます。

次のページをご覧ください。4ページでございます。ここからは補助216号線の全線にわたる計画図でございます。計画図は1から5までございます。

議案1の説明は以上です。引き続き、参考資料のご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目、補助216号線の案内図でございます。スクリーン上でも同じものがご覧いただけますので、どちらかをご覧くださいと思います。

路線といたしましては、杉並区の井の頭通りから世田谷区の大蔵通りまでの、幅員16mの都市計画道路でございます。図面で青く塗られた部分が補助216号線の杉並区の区間でございます。杉並区内ではNHKグラウンドの西側から宮前五丁目までを結びます。

なお、補助216号線は、杉並区内においては、東京都の都市計画道路の優先整備路線には該当していないため、現時点での事業化の予定はございません。

次のページをお開きください。2ページの変更の概要でございます。

杉並区に関する変更は車線数の決定だけでございます。網かけのところが車線数を定めたところでございます。今までの都市計画法では幅員の決定だけで、車線数の決定まではありませんでしたが、平成10年の法改正により、従来の都市計画道路を変更する際には、併せて車線数も新たに決定することとなりました。

車線数が2車線になると、具体的には、きょう席上配付させていただきました、紙1枚の参考資料になります。また、スクリーン上にも同じものが映し出されております。

発言者	発言内容
-----	------

すが、写真のようなイメージの道路となります。15mから16mの道路では、区は片側1車線の、上下2車線を標準と考えております。また、道路の断面構成としましては、図のように歩道幅員が3.5mから4.5m、車道は7mから9m程度と想定しております。

参考資料にまた戻っていただきたいと思います。3ページをご覧くださいと思います。

この図面では右側が北となっています。下の図で赤色の部分が新しいラインで、黄色の部分が古いラインです。この部分が大蔵地区で都市計画変更された部分でございます。

なぜ都市計画道路のラインを変更したかでございますが、大きくは2つの理由がございます。1つは、ご覧いただいている図面の下側の方に、仙川という河川が表示されています。仙川の下側に総合運動場がございまして、その間、仙川に沿って国分寺崖線がございまして、このあたりが景観上、重要なエリアであり、緑豊かで良好な自然環境が残っております。この環境を保全するためにルート変更をしたと聞いております。

2つ目としまして、仙川の上の部分の地域が区画整理の計画区域となっております。道路等が少ないため、地区内の基盤整備を図る上で、都市計画道路が必要ということになり、道路を持ってきたという形になっております。

次の4ページをご覧ください。杉並区内の補助216号線ですが、線形ラインは全く変わっておりません。表示のとおり、車線数が2車線に決定されたと。このことが杉並区にかかわる部分でございます。

次の5ページをご覧ください。先ほど今までの経緯をご説明いたしましたが、これからの予定といたしまして、都市計画変更案に対する区長意見の提出期限が、来週の21日、水曜日まででございます。東京都はこの都市計画変更案につきまして、3月16日に開催の、都の都市計画審議会に付議する予定でございます。

私からの説明は以上です。

会 長

どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問が何かございましたら、どうぞ。

これは、世田谷区の方のルートが変更されることに関連して、都市計画の変更が行われるので、杉並区の区間は2車線という、車線数を追加するということです。事業化はまだかなり先だということです。

何かご質問はありますか。特になければ、原案どおりでご承認いただけますでしょ

発言者	発言内容
-----	------

うか。

(異議なし)

会長 それでは、異議なしということで、原案どおり承認ということにさせていただきます。

それでは、次に報告事項に入りたいと思います。

まず、報告事項のア、「東京外かく環状道路について」の説明をお願いします。

環境課長 私からは、資料の「東京外かく環状道路について」のうち、1番の環境影響評価の最近の動向についてご報告いたします。

最初に資料の8ページをお開きいただきたいと存じます。

ここに参考資料がございますが、これは手続きの一連の流れを記載したものでございます。これの中ほどより、下あたりに「国土交通大臣意見」、その右側に「環境大臣意見」という四角い枠が並んで記載されております。1つが、平成19年1月9日付けで環境大臣が国土交通大臣にあてた意見になります。もう1点が、平成19年1月26日付けになっておりますが、国土交通大臣が東京都知事にあてた意見でございます。

少し戻りますが、1ページをご覧くださいと存じます。

これが1月9日付けの報道発表の資料でございます。これは環境影響評価法に基づきまして、国土交通大臣にあてた、環境大臣の意見でございます。

次のページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。

大きく9項目に分けて措置を求めているものでございます。1番が大気質への影響と対策技術について、2番がインターチェンジ周辺の大気質及び騒音について、3が建設機械の稼働による騒音について、4が水循環に係る環境保全措置について、5番が地下水質の保全について、6番が人の釜憩いの森の代償措置について、7番が廃棄物等について、8番が地上部街路について、9番が評価書の補正についてということで、9点の措置を求めています。

これを受けまして、今度は4ページになりますが、1月26日付けの報道発表資料になります。これは、東京都知事あてに送付しました、国土交通大臣の意見になります。国土交通大臣は、先ほどの環境大臣の意見を勘案して意見を述べているというふうに存じます。

主な点がこの発表資料に記載されておりますが、丸が2点ございまして、1つが、事業実施に当たっては、設計の段階から環境影響評価書の記載内容の趣旨を踏まえ、環境に対する負荷の低減に努めること、でございます。もう1点が、環境保全技術の

発言者	発言内容
-----	------

開発の進展等に鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れるなど環境保全措置の実施に努めること、でございます。

その国土交通大臣の意見につきましては、5ページ以降に添付いたしましたので、ご一読いただければと存じます。

私からは以上です。

調整担当課長 私からは、2番の都市計画変更案に対する区長意見について、ご報告させていただきます。

資料3、9ページをご覧くださいと思います。

都市計画道路の変更につきましては、本都市計画審議会から1月11日にこの資料のとおり、答申文をいただきました。1月12日までに区長意見を、という中で答申をいただきまして、誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

次のページ、資料4をご覧くださいと思います。本都市計画審議会の答申、あるいは区民の方々の意見を踏まえまして、区長意見を記載のとおりまとめました。

次のページ、11ページでございます。都市計画道路の変更に対する、意見の前文でございます。外環につきましては、その整備により環状8号線や生活道路の交通量の減少が見込まれる等、一定の評価を行いました。しかしながら、練馬区側に残ったインターチェンジによる、周辺地域の交通面や環境面への影響等について、国、あるいは東京都からは具体的なものが示されなかったと考えております。このため、インターチェンジ周辺地域における、具体的な交通対策や環境対策が明らかになっていない現段階において、区は外環事業の着手まで容認するものではない。区としては、区民のくらしと安全を守る立場から、次のページ以降の「条件」と書いてある部分でございますが、下記の事項を誠実に遵守することを条件に標記の都市計画の変更について同意いたしました。

次のページをご覧くださいと思います。12ページから条件が書いてございます。条件については、4つの主な課題について、全体で20項目の条件を出しております。

4つの課題でございますが、1つは交通対策について、2つ目は環境対策について、3つ目は地上部街路（外環ノ2）について、4つ目は今後の進め方についてで、それぞれに条件を出しております。

まず、交通対策でございますが、「事業者の責任により実施すること」ということで、外環については、首都圏の重要な骨格となる道路であり、区はその整備の必要性を認識するが、一方で沿線各区市に与える影響は非常に大きいものと予想している。

発言者	発言内容
-----	------

その中で、条件の(1)をご覧いただきたいと思います。青梅街道インターチェンジ並びに東八道路インターチェンジ周辺地域における周辺道路の交通量の変化について、数値的予測を行い具体的な影響と対策を明らかにすること、こういった条件を出しております。

次のページ、2の環境対策でございますが、環境影響評価が不十分であると考えております。この前文の2段落目以降の「また」というところをご覧いただきたいと思います。杉並区都市計画審議会の審議のなかでは、善福寺池の保全に関連する地下水や地下水脈への影響、青梅街道インターチェンジにおける地下水流動保全工法の信頼性への疑問など環境影響評価が不十分であったとした意見が多く委員から出された。こうした課題に対して、国及び東京都はしっかりと応えていくことが重要である、と考えております。

この条件の(3)の下の方をご覧いただきたいと思います。議論のあった部分でございます。また、善福寺周辺のボーリング調査について、調査箇所を増やし、地下水解析モデルの妥当性を検証するなど、環境影響評価を見直すこと、こういったことも区長意見の中で述べております。

次のページをご覧いただきたいと思います。(4)地下水流動保全工法について、今までの施工事例を検証し、有効性のデータを示すとともに、工事に対する信頼性を確保するために、広範囲な調査と、規模や工法の詳細を具体的に明示すること、こういったことも言っております。

次に3の地上部街路(外環ノ2)についてですが、「P Iに基づいて検討していくこと」が重要であると考えております。東京都は外環ノ2について考え方を取りまとめ、なるべく早期に判断していくとしているが、区民に対し検討プロセスを明らかにすべきである。外環本線と同様にP Iに基づいて、検討を進めるべきであり、外環ノ2の必要性についても原点に立ち返ってオープンに議論することが重要である、と考えております。

次に15ページ、4の「今後の外環計画の進め方について」でございますが、「住民参画を基本にして計画を進めること」ということで、条件の(1)をご覧いただきたいと思います。外環計画及びその周辺地域の環境の保全のために、最大限、区と住民の意見を反映させること。このため、国、東京都、区及び住民の協議の場を設置すること、こういった条件を出しています。この部分が一番のポイントになるかと考えております。

以上で私の説明を終わります。

発言者	発言内容
-----	------

会長 報告事項としてはこれで全部ですか。

調整担当課長 引き続き、放射第5号線について……。

会長 いえ、「東京外かく環状道路について」はこれだけですか。

調整担当課長 そのとおりでございます。これだけでございます。

会長 では、この件について、ご意見、ご質問がありましたら。どうぞ。

委員 それでは、9ページの都市計画審議会からの答申文、資料3を見ていただきたいのですが、このまとめに関しましては、会長一任で意見を出すということで、かなり詳細な意見を出しております。

私はこの地下水に関して、この間、不本意ではございましたが、最後まで明確なお答えをいただけなかったので、何度も出てきたわけですが、この意見のまとめを見ますと、この間、会を重ねてご質問し、結局、お答えになれなかったということ、この審議会の中で、時間を掛けて費やしてきたことがほとんど明確に書かれていないと思います。

要するに環境影響評価書、つまり地下水変動モデルにしても、モデルのその数値、それから専門委員会を開いてやったということにもかかわらず、開く前につくっていたとか、やはり、環境影響評価書自体に欠陥が大変にあつて、問題があることを、なぜ、この意見できちんと言い、その上でこういう対策を講じること、という論旨になさらなかったのか。

これは13ページの区長意見を見ますと、ここの中ではきちんと「環境影響評価が不十分であること」と。私はこの区長意見のほうが、都市計画審議会よりもきちんと物を言っていると思います。ここは都市計画審議会ですから、会長一任ということで、しかも、今までの議論をまとめて、意見書を事前にきちんとお送りしておりますから、どうして核心の大事な議論、つまり、環境影響評価書が非常に問題であつて、不十分であつて、この場で説明が出来なかったということ、どうしてこの意見書に明示出来なかったのか、なぜ、そこのところが非常にやわらかな言葉で終わってしまったのか、事務局のまとめた側でどのようなご判断で、それを捨象する意見書をおつくりになったのか、お聞かせください。

都市計画課長 意見書をまとめる前、委員の皆さんからご意見、ご要望等を集めさせていただきました。事務局でそれを精査したわけですが、1の文章表現自体、全体的には今、委員がおっしゃるとおり、環境影響評価については問題があるということ認識した上で、検証をすることとか、モニタリングシステムの対策を行うことなど、住民の納得が得られるよう環境影響評価を作成すること、という文面の表現から、全体的

発言者	発言内容
-----	------

に努力をしていけという形の文章でまとめたというのが事務局の立場でございます。

委員 それは今の環境影響評価書が、こういった問題があるからやってくださいという論法なわけで、一般的に適切な対策を講じることだとか、そういった話は、これだけの大規模な工事ですから当然です。この間、何のために私たちが時間を費やして、ひとつひとつデータをきちんと——別に信用していないわけではなく、信用したいので、あるいは納得したいので聞いているわけです。それが結局、最後まで納得できるお話が聞けなかった。ですから、意見を出したわけです。

要するに、原因があって、そのためにこういうことをしなさいよ、というのが意見ですよね。何のための意見かという、一番、核心なところが書けていなくて、意見になるのでしょうか、お聞かせください。

都市計画課長 事務局といたしましては、そのあたりのところを勘案して、全体的にこのような文章表現でまとめたということしか、今のところご説明出来ません。

委員 この都市計画審議会は、質問したことに對して、きちんと答えることが出来ない、論理で話すことが出来ない審議会なのでしょうか。

都市計画課長 委員の意見を十分慎重に勘案し、検討し、事務局としてもその意向を十分、酌んでまとめた、作業を進めたということでございます。

委員 それでは伺いますが、区長意見で明確に「環境影響評価が不十分であること」と。つまり、都市計画審議会よりも一步踏み込んで意見を出していらっしゃるんですが、この関係はどうなるわけですか。

調整担当課長 先ほどもご説明したとおり、都市計画審議会の審議で、委員の方々のいろいろなご意見がございました。それを最大限、集約する形で区長意見を書いたということでございます。都市計画審議会の答申も、区としては当然、非常に大事なもの、重要なものと受けとめ、区長意見ではこういう形で書いたということでございます。

委員 都市計画審議会の意見が大事であるからこそ、それが文章に書かれていなければならぬわけです。この簡潔な意見書の中に、それが書かれていないから、私は申し上げているわけです。それが区長意見のほうには書かれていますが、肝心の、私たちがこれだけ時間を費やして、真剣に議論したことがこの答申文の中に書かれていない。これは本末転倒なことで、私は大変、残念なことだと思います。

やはり、会長一任という、あいまいな形で審議を終えるのには、私は賛成出来ないということをご申上げます。やはり、審議会の委員は、自分たちが出す答申文に対して、最後まで責任を持つべきだと考えますので、それを申し添えます。

それから、第2点でございます。皆さん方もご存じだと思いますが、この場で国交

発言者	発言内容
-----	------

省の説明が全く矛盾したまま終わってしまいました。矛盾したまま採決で可決したわけですが、お答えはまだいただいております。

それから、私は自分が出した意見書をもう一回、見ながら質問しておりますが、地下水変動モデルの推定値の妥当性について、専門委員会の見解、これはシミュレーションについては専門委員会で検討していただき、了承を得たとおっしゃっていたわけですが、12月27日の時に、ボーリングポイントを決める段階では、検討委員会はまだ立ち上がっていなかったと。つまり、全く前言を翻す、根底を覆すようなご答弁をいらっしゃるわけです。

これに関しては、国土交通省から杉並区の都市計画審議会に対し、まだ明確な答えをいただいておりますので、このまま明確な答えがないまま、お茶を濁すわけにはいかないと思います。この点につきまして、審議会でお答えをお願いしたことに関して、きちんと答えていただけていないわけですから、これについては、これからどのように対応なさるのか、事務局のご見解をお願いいたします。

調整担当課長 区長意見の中で、確かに委員がご指摘の部分について記載させていただきました。

13ページをご覧いただきたいと思います。この中で、先ほど申し上げたとおり、都市計画審議会の中で地下水あるいは地下水流動保全工法、そういったものに関して、いろいろな疑問が出てきたと。こうした疑問に対し、国及び東京都はしっかりと応えていくことが重要であるという基本的な考え方でございます。

条件の中で、「都市計画審議会や環境影響評価準備書への区長意見で指摘した問題点や疑問に対して、区民へ積極的な情報提供や具体的な解決策を提示すること」という区長意見にしておりますので、早急に国あるいは東京都に回答を出してもらいたいと考えております。

委員

13ページには「区民へ」と書いてございますが、これではあまりにも一般的すぎます。私どもは都市計画審議会の委員としてこの場で説明したわけですから、都市計画審議会に対して、説明責任を果たす義務があると思います。それはおかしいです。私は審議会の委員として、この場で公式に発言し、公式に文書を出しているわけですから。それを一般的に区民への広報という形では、それは論理のすりかえだと思います。ここでは意見をただ言って、答えられなくても、ああ、そうですかと、それでしたら、私どもが何のために時間を使って、ここで意見のやりとりをしているのですか。向こうは答えない。答えなくてもいいわけですか。教えてください。

調整担当課長 都市計画審議会でご要望がございましたら、国と都に出てきていただきまして、説明をしていただくということも検討していきたいと考えております。

発言者	発言内容
都市計画課長	事務局といたしましても、国、東京都と調整をいたしまして、都市計画審議会に適時報告をするように調整してまいりたいと存じます。
委員	今、都とありましたけれども、国と都と両方です。きちんと説明責任を果たしていただいて、不十分だったところに関しては、きちんと説明していただきたいのです。要するに矛盾して、そのままお茶を濁すというようなことは正当ではないと思います。ですから、杉並区都市計画審議会に対して、説明責任を果たしていただきたいということを要望いたします。
会長	では、そういうことで国と都に少し検討していただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。
委員	まず1つは、前回、12月27日の審議会で、私が平成15年1月の大臣発表の声明文を受けて、外環有識者委員会の提言を受けてというところでホームページの件ですが、沿線への影響を小さくするために、早く、安く完成できるよう配慮するというページが消えているという指摘をしましたら、ご答弁ではそういうことはないと思う、見つけづらいからではないかというご回答でした。持ち帰って調べてお答えいただけるということだったのですが、その件に関して、きょうは国の方は見えていないのですが、私の質問に対して、区へ何か回答があったのかどうか、どういう回答だったのか、お答えいただきたいと思います。
調整担当課長	国の話によりますと、ホームページの、今までの外環の経緯の中からは15年1月の国の決定についてはないと聞いております。しかしながら、15年1月の国、都の方針については、ホームページ上にあると。ただ、今までの経緯の中には載っていないと聞いております。
委員	現在のホームページのことです。現在、消えているのですね。
調整担当課長	外環の事業は平成12年からずっと長く続いています。その中で、平成15年1月、3月に、国、都が方針を出しておりますが、そのスケジュールというか、今までの経緯の中からは15年1月の方針は無くなっていると。ただ、ホームページの中に、国、都の方針については、記載しているところが当然ございますので、そこには載っていると聞いております。
会長	いや、〇〇委員はホームページに無いと言っているのに、そっちは載っているというのは……。
調整担当課長	〇〇委員のご指摘の部分は、多分、履歴の部分に載っているか、載っていないというお話だと思うのですが、ホームページ上にはあると。現在もあると聞いております。
会長	それは聞いているだけなのですか。確かめたのですか。

発言者	発言内容
-----	------

調整担当課長 まだ確かめてはおりません。

少し補足で説明させていただきます。リンク元の年表から消えたということですが、P Iの資料には載せているということだそうです。ですから、今までやったP Iの経過資料の中には、平成15年1月の国と都の方針が載っています。リンク元の年表には載っていないと聞いております。

委員 ですから、その記録というか、昔はホームページに載っていて、載ったものをプリントアウトしたものでしたらあるけれども、現在はホームページそのものからは消えているということですよ。

調整担当課長 一言で言えば、あるということでございます。

委員 今もパソコンを開いてホームページをあければあるということですか。いや、無いと思うのですが…。それを課長自身はまだ確認はされていないですか。

調整担当課長 私は確認しておりませんが、担当のほうで確認したということでございます。

委員 その件につきましては、後で実際に見せていただければと思います。

それと、この区長意見が出されて、いろいろと条件をつけていらっしゃるのですが、今後は来月の東京都の都市計画審議会で議論されて、そこで了承されるのかどうかということになるかと思うのです。了承された場合、進められる中で、区としていろいろと条件をつけたわけですが、こういう条件をつけて、果たしてそれを都がきちんと——都というか、事業主体はまだ決まっていないのですよね。その事業主体なりにきちんとこれを守らせていくことを、区がどの程度出来るものなのか、どういう姿勢で臨んでいくのかを伺っておきたいと思います。

調整担当課長 今回の区長意見の中で、一番のポイントになる部分でございますが、外環計画及びその周辺地域の環境の保全のために、国、東京都、区及び住民の協議の場を設けてもらいたいということを申し上げました。やはり国や都とのこういった場は必要であると思っております。この場で区民の皆さん方がご心配されている環境あるいは交通面の課題について、具体的に詰めていく、課題を整理していく、対策を講じていくといった場に区はしていきたいと考えております。

委員 協議の場ということで、具体的なイメージとして、区及び住民ということですが、どのような感じの協議の場になって、そこで方針を決定していく場になるのか、どういう権限といいますか、どんな場になるのか、どういうイメージを持てばいいのでしょうか。

調整担当課長 具体的にどういう形にするかは、これから検討していかなければならないと思いますが、やはり、具体的な問題を解決する場にしていきたいと考えております。

発言者	発言内容
-----	------

会長 ちよっとすれ違いかな。

委員 ちよっと今ひとつ……。

調整担当課長 具体的な形については、まだこれから検討しなければならないのですが、1つ考えられるのは、例えば放5の協議会みたいな形で規約みたいなものをつくり、具体的にどのようなものを検討していくのか、はっきりさせた上で検討していきたいと考えております。

委員 今までに、住民あるいは区に直接利害が出てくるような、国や都がやることに対し、こういう問題が起こったとき、かつてそういう協議会がつくられ、機能したという、いろいろな事例があるのでしょうか。今回、このケースは初めてのチャレンジということになるのでしょうか。

調整担当課長 1つは、放5の事例がかなり参考になるのではないかと考えております。放5につきましては、都市計画審議会の中で議論がかなりあって、都市計画変更になったと。ただ、都市計画審議会の附帯意見の中で、やはり区と区民の地元の意見を聞いてもらいたいということで、都に対して協議会の設置を求めたと。

放5について、これから報告する部分と重なるのですが、協議会の中で岩通ガーデンという、岩崎通信機が持っている公園的な部分があるのですが、それを地元の方たちで守っていききたいということで、道路の構造を現段階では岩通ガーデンの下に放5を通し、岩通ガーデンを守っていくという形になりましたので、そういった形で地域の方たちが懸念している課題について協議し、具体的な解決が出来る場にしていききたいと考えております。

会長 ○○委員はどうですか。

何でしたら、もう少し時間を差し上げて、その間に放5のほうの報告をさせていただいたらどうかと思いますが、よろしゅうございますか。このことでもう少しお考えがあれば、再度、そのことについてやりますので。

では、放5のほうの報告についてお願いします。

調整担当課長 それでは、放射第5号線の最近の動向について報告いたします。

第9回検討協議会を12月25日に行いました。検討内容については、3つの専門部会がございしますが、その3つの専門部会の検討がまとまったということでございます。

次に、第10回検討協議会が1月30日にございました。協議会の最終報告を現在取りまとめているところでございます。何とか年度内にまとめる方向で今、進んでおります。現時点では、先ほど申し上げたとおり、放射5号線の道路の構造について、

発言者	発言内容
-----	------

一部トンネル案という方向で検討が進んでおります。

簡単ではございましたが、以上で報告を終わります。

会長 この協議会だよりとか、もう少し報告らしい報告を何かしてくれませんか。わかっている人がわからない人に説明する報告ではなくて、わかっている人がすごくわかっている人に報告しているみたいなので。

調整担当課長 失礼いたしました。しっかりと報告したいと思います。

先ほども申しあげましたとおり、現在、協議会の中に3つの専門部会がございます。1つは、道路専門部会ということで、道路の構造等を検討する部会、もう1つは緑地専門部会ということで、みどりを中心に検討する部会、あとは周辺まちづくり部会ということで、放5に接する周辺のまちを含めた、まちのありようについて検討している部会がございます。それぞれの部会の検討のまとめについて、簡単に説明させていただきます。

まず、こちらの「放5・協議会だより」の4ページをご覧くださいと思います。

周辺まちづくり部会でございますが、周辺まちづくり構想というのをまとめました。まちづくり構想については、岩通ガーデン、岩崎橋がまちの要であると。特に岩通ガーデンについては、まちの宝という位置づけで構想を出しました。まちづくり構想を実現するため、6つの提案を行っております。

4ページの下の方に、提案1、「樹木の高さを目安として建物の高さを考える」ということで、建物の高さがある一定程度に抑え込むという提案をしております。

次のページをご覧くださいと思います。提案2、「放5沿道にふさわしい土地利用となるよう、きめ細かいルールづくりを考える」ということで、地区計画を策定することを目指していきたいということでございます。

提案3でございますが、「放5周辺のまちにふさわしい色彩のあり方を考える」、右側に写真がございますが、建物の色彩と景観は非常に重要な関係にあるということ、周辺のまちづくりについても、色彩のありようを今後検討していくということでございます。

次に提案4、「屋外広告物のきめ細かいルールのあり方を考える」、これもこの枠の中に写真がございますが、屋外広告物と景観はやはり非常に重要な要素である、景観におけるマイナス的な要素の1つのでもございますので、そういったものをルール化していく必要があるのではないかということでございます。

次に提案5、「玉川上水と調和したみどりの創出を考える」、これも写真をご覧くださいと思います。敷地、民地と道路際の接する部分が一番重要だということで、

発言者	発言内容
-----	------

そういったところを緑化していくという考え方を提案しております。

提案6は、「地域の安全・安心に配慮した道づくりを考える」ということで、生活道路と放射5号線の副道について、地区計画の検討の中でも、一体の問題として考えていく必要があるのではないかと提案がなされております。

右側の「今後のまちづくりに向けての提言」をご覧くださいと思います。今後、地区計画の活用のためにまちづくり協議会を立ち上げ、地域の方々のより多くの参加が必要ではないかということと、課題になりますが、道路づくりとまちづくりを現在進めていると。通常であれば別々に進めるんですが、今回のケースについては道路づくりとまちづくりを一気にやっているような部分がありますので、その辺の調整の場が必要ではないかということで、今後も現在の協議の場を継続していくことが必要ではないかという提案になっております。

次に、道路専門部会でございます。9ページをご覧くださいと思います。

道路構造の提案内容ということで、平面案、一部トンネル案、両論併記の形で道路専門部会は報告の取りまとめを行いました。平面案については、沿道土地利用に制約を与えないことや、史跡の保全、施工上の配慮の点から判断したときに有利な案だと。三角の部分は留意事項ということで、ちょっと割愛させていただきます。

次に一部トンネル案につきましては、放5と岩通りが平面交差しないため、地域への通過交通の流入を抑制することが出来、かつ岩通りの歩行者は、放5の横断がないため、安全で快適な案ということでございます。バリアフリーという観点からも望ましいのではないかと考えております。

トンネルの上部を利用することで、岩通ガーデンと周辺の緑地の一体化が可能で、生物生態系への影響が少なくなる案ということで、道路部会については、平面案、一部トンネル案の両論併記という形になっております。

次に緑地専門部会でございますが、13ページをご覧くださいと思います。

植栽樹種選定の考え方ということで、大きな考え方でございますが、放5と玉川上水の3つの部分に分けて、それぞれ植栽樹種選定の考え方を示しております。まず、玉川上水の両側の歩行空間でございますが、高木、中低木、草木、すべてに関して玉川上水周辺の在来種を基本とし、計画していくと。在来種を基本に玉川上水の歩行空間を整えていくという考え方を示しております。

環境施設帯側については、高木を導入することを原則として、玉川上水との景観的な一体性を創出していこうという考え方を示しております。

下側になりますが、車道側については、歩行空間及び環境施設帯の車道部分につい

発言者	発言内容
-----	------

て、道路からの影響に対する緩衝機能を重視した樹種を選定するというので、みどりの樹種選定の考え方を示しております。

14ページをご覧いただきたいと思います。

玉川上水の希少種の1つであるキンランでございますが、この四角の中にキンラン等の保全計画、敷地内の移植にかかわる部分について、移植実験を5年程度行ない、何とか保全していきたい、増やしていきたいという考え方で、保全計画を示しております。

また、その下の部分、緑地専門部会としての道路構造の評価ということで、みどりの観点からは、やはり、一部トンネル案が望ましいと。全体的に優れているという評価をしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

会長 どうもありがとうございました。

では、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。

委員 一部トンネル案も、かなり強い意見として出ているということで、興味深く伺ったわけですが、緑地部会是一部トンネル案を推している、道路部会は並行してどちらがいいとも価値観を言わず、50・50で固定にしているということなのではないでしょうか。住民の方々とか、関心を強く持っている人もいろいろ加わっていると思うのですが、全体の流れの中では、この平面案と一部トンネル案とがどういう力関係で、どんなふうになりそうなのか、非常に興味津々なので教えていただきたいのですが。

調整担当課長 あくまでも現時点の話でございますが、やはり、地元の方々、特に学校関係の方は生徒の安全を非常に留意されている。そういった意味では、何とか一部トンネル案にしてもらいたいというような意向が強いと考えておりますし、玉川上水の自然を守る環境派の方々も、やはり、平面案がいいという意見もございます。

委員 緑地部会是一部トンネル案ということでしょう。少し矛盾しませんか。

調整担当課長 現時点で、全体としては一部トンネル案の方向で議論は進んでおります。

委員 少し補足説明をします。

皆さんには少しわかりにくい状況ですが、この「放5・協議会だより」は3部会の報告をまとめたところの報告会で、それが9回までなのです。10回目で最終的に3部会を調整した報告案をどうするのかということで、大筋どういう方向にするか、今、議論をしまして、そのところで一部トンネル案がやや優勢ですけれども、まだ決定した報告案にはなっていません。

というところで、道路部会のほうは、あくまでも検討協議会としては結論を出すべ

発言者	発言内容
-----	------

きではないと。周辺の地権者の意見、あるいは事業主体のほうの意見で最終的に決めるべきだというので、両論併記にして、検討協議会もこの結論で行くべきだというふうに部会長をはじめ、おっしゃっております。

他のまちづくり部会のほうは、6ページにあるように、久我山と世田谷のほうを結ぶ、岩通りの南北軸がこれまでの生活の基本軸なので、それを重視しつつ、350mの都市計画決定の範囲内でのトンネル案にして、南北軸の生活を守りつつ、ということを目指して、みどり部会はそれに関連して、みどりが親しみやすく——親しみやすいというのは、まちづくり部会でも言っているのですが、なおかつ、みどりのネットワーク、生態系のネットワークが形成されるようにと言っているわけですが、先ほども申し上げたように、道路部会との調整を今、しつつあるということです。

検討協議会として、2部会对1部会なので、力関係で言うとそのように見えますが、あくまでも地権者の意向でという話をしつつ、東京都はこれを受け取るような雰囲気がありますので、どのぐらいの形でまとめればトンネル案になるかどうかということで、微妙なところです。結論はないという感じに捉えていた方がいいのではないかなと。もうそれで安心してしまうというのでは、むしろ危険ではないかと、私は一生懸命そう言っています。

それで、一部トンネル案というのは、あくまでも都市計画決定の範囲内での許容条件だそうですが、環境アセスとしては、もう一度、環境アセスをやり直さなければならないとおっしゃっておられるのと、環境の運動をしてきた人たちが、なぜ平面計画案を支持しているかという、玉川上水両側の護岸等がトンネル等の道路工事をした際に壊れてしまうということで、環境重視の人たちはそれを反対しているということと、トンネルをつくる場合でも、大深度ではないので、1回は地面を掘るわけですから、それが環境保全にならない。でも、平面にすると、そこは道路になって無くなってしまうので、そこら辺がよくわからないのですが、環境保全の人たちは平面案がいいと言っている人たちがいます。

環境保全のグループは2つに分かれていますね。影響を与えないから、というので平面案を言っている人と、新たに再生してみどりのネットワークをつくった方がいいというグループとに分かれていると言ったほうがいいかもしれません。今はそんな状況です。少しはおわかりいただけましたでしょうか。

会 長 他にはどうでしょうか。

委 員 いろいろな形でこのような議論を深めているのはすばらしいことだと思います。

それで、緑地のことなのですが、樹種とか、そういうものに極めて特化しているよ

発言者	発言内容
-----	------

うな、たまたま今回の「放5・協議会だより」がそうなのかどうかはわからないのですが、今、〇〇委員がおっしゃったように、緑地に関しては、やはりネットワークという形で、もう少し突っ込んだ意見をいただかないと、この平面案がいいのか、あるいは一部トンネル案がいいのかということに対して、緑地の側からはきちんとと言えないと思うのです。この断面だけですとね。

あるいはキンランがどうか、そういうことでは、どちらがという判断をするときに、もう少し玉川上水沿線の緑地のネットワーク、あるいは、こちらは生物の移動ということも言っておりますので、そういう観点から、もう少し補強をしていただけたらと。これはどなたに言っているかわからないのですが、断面だけでは無理でないかと。しかも、岩通ガーデンとのことを言っているわけですから。

前にこの対象地の両側の緑地も入れた、とてもいい図面を見せていただいて、私はこの都市計画審議会場で計画地だけではなく、両側を考えていただきたいという意見を既に申し上げておりましたので、その辺をぜひ補強していただくと、どちらにしたらいいのかな、という、区民の方にいろいろ出すときに、物事がもう少し見えるような資料といいますか、材料が提供出来るのではないかと思います。

委員 〇〇委員のおっしゃっている話はそのとおりでして、これはたまたま「放5・協議会だより」の第5号なので、このことしか載っていませんが、大きな報告書の方にはそれが載っています。

それから、この断面でちょっと違うのは、例えば、道路が両側とも、このみどり部会だけ道路面を少し下げているのです。それで、環境施設帯とか歩道を歩く人が、お互いのみどりが見えるようにとか、そういう立体空間についてもみどり部会は提言しています。これは特徴的です。

樹種とか、少ない種類のみどりの調査とか、多岐にわたっているのですが、その割にはそういうネットワークとか、どういう視界で見えるような広がりがあった方がいいのかとか、そういう空間的なことにもきちっと言及していますので、それは第5号にたまたま載っていないということなのです。それぞれの部会は20回近くやっているので、3つの部会に出ている委員もいるのですね。そうすると、月に3回か4回は出て、ものすごく頑張っているということですので、かなり議論がし尽くされた状況ではありますね。

会長 よろしゅうございますか。他にご質問はありますか。

委員 ちょっと教えていただきたいのですが、どこかで放5と補助216号線とがぶつかりますよね。これはどこら辺でぶつかるのですか。

発言者	発言内容
調整担当課長	ちょうどNHKグラウンドの西側に補助216号線がございますので、そこでぶつかると思います。
委員	そうすると、もし、岩通ガーデンのところトンネルになりますと、そこはどうなるのですか。
調整担当課長	現在の補助216号線と放5は平面交差の計画だと思います。
委員	そうですか。わかりました。
会長	では、他に放5についてのご質問はありませんか。
	もし無ければ、放5の報告はこれで終わりにして、では、〇〇委員、外環の方の質問を。
委員	すみません。少しだけ。
	先ほどの協議会ということにまた戻ってしまうのですが、各沿線区市、杉並を含めると7つ、それぞれ区長や市長の意見を出していますよね。他の区や市はおおむね了承ですよ。たしか狛江だけがはっきり了承という形でもなかったのかと認識しているのですが。
	いろいろとすごくたくさん、冊子になるくらいの条件をつけた市があるというふうにも聞いていたりするのですが、他の沿線区市で意見等が共通して、例えばこの協議会等についても、設けるようにという条件を他の区や市でもつけているのかどうか。杉並はこういう場を設置せよと言っているのですが、区が考えているのは、杉並だけの協議会ということを考えていらっしゃるのでしょうか。
調整担当課長	他の区市の状況ですが、はっきりと協議会という形ではなくて、地域PIをちゃんとやってくれというのは、三鷹市の方の市長意見の中で出ております。
	あと、どういう形で協議の場を持つかについてなのですが、先ほども申し上げたとおり、区としても、これからきちんと詰めていきたいと思っております。まだ具体的にこうするというような形で意思決定しておりませんので、いろいろな方の意見を聞きながら検討していきたいと。どういう場が望ましいかということを検討していきたいと考えております。
委員	最後に1点だけ確認しておきたいのですが、意見でこういうさまざまな条件をつかまして、こうした事項を誠実に遵守することを条件に、この都市計画の変更について同意するという事になっているのですが、事業が進められる中で、こうしたさまざまな条件が守られていないということになった場合、区が事業主体に対して、明確にはっきりと物を言っていく、ストップさせるとか、そういう姿勢があるのかどうかについて、最後に確認をしておきたいと思うのですが。

発言者	発言内容
-----	------

調整担当課長 区長意見ではっきりと述べておりますので、区としては、それぞれの条件について具体的に説明を求め、やはり、はっきりした形で、区としての事業着手の判断をしていきたいと考えております。

会長 よろしいですか。他に何かご意見はありますか。
もしなければ、これで放5と外環についての報告事項は終わりにしたいと思います。
どうもありがとうございました。それでは、他に事務局から連絡事項はありますか。

都市計画課長 では、次回の都市計画審議会でございますが、議案等はきょう現在の時点では決まっておられません。したがって、5月か6月頃に開催をしたいと考えております。日程が決まり、議案も決まりましたら、早めに皆様に通知をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

会長 他に重ねてのご意見は委員の方からありますか。

委員 これは事務局に申し上げたいのですが、山田宏区長に対して、こういう答申が出されたということについて、〇〇先生から相当お怒りの話がありました。

都計審ではこういう意見がいろいろ出たので、区長意見のときに参考にしてほしい、というような書き方をしておけば良かったのかなと思うのです。非常に厳しい意見がいろいろ出たので、区長意見のときにこれを参考にしてほしいと。都計審はそう考えているというふうに言ったらどうでしょうか。

委員 通常は区長の意見よりも、都市計画審議会の意見の方がもう少し詳細で、具体的にわかるべきだと思うのです。それが逆転しているのです、私は言っているのです。結局、区長の方がひとつひとつ、非常に丁寧に、私が申し上げた7項目もかなり入っています。区長意見をこれだけきちんと書いていただいておりますが、意見をきちんと議論して出した、都市計画審議会の意見書がたった6行ですよ、1番で。なぜこんな、ほとんど何も書いていないに等しいような、抽象的な文言なのかということを私は先ほど申し上げたのです。

これは逆転だと思いますよ。逆転現象です。ですから、〇〇委員がおっしゃったように、もし書きたくないのであれば、やはり、議事録をきちんと参考にして、意見書を参考にしていただきたいぐらいのことは書いていただきたいと思います。

それと、今回はまだ議案が決まっていないので、そのうちお知らせするということがありますが、先ほど私は、国土交通省、東京都が都市計画審議会できちんと説明をしていないので——よろしいですか。これはしていないのですからね、皆さん。論理矛盾で終わってしまったのですから、それを一体、いつ頃そういう会を開いていただこうと事務局では思っているのか。日にちまでは結構ですが、今のお話では私が申

発言者	発言内容
-----	------

上げたことに関しては全く何もおっしゃらなかったですね。どのような心づもりでいらっしゃるのかだけ聞かせてください。

都市計画課長 最初の方ですが、事務局といたしましては、都計審の区長意見に対する文章の量として、A4の紙の大きさを簡略化したものを前提として考えてございました。ただし、都計審の中でさまざまなご意見、慎重論のご意見が出たことは事務局も十分、承知してございますので、事務局サイドといたしましても、所管課と十分打ち合わせをして、最大限、それを区長意見に取り入れていこうというスタンスでまとめたものでございます。

それから、次回の都計審でございますが、選挙もでございますので、5月、6月頃になる予定でございます。それまでの期間、国や東京都と十分、打ち合わせをしまして、委員ご指摘の件の報告について、いつ行うかを詰めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 今、初めて聞きました、A4、1枚って。これでは頭書きを入れたら、意見はA4の半分しか書けないということですか。それでしたら、意見書を出してくださいとか、そういうことを委員に、しかも冬休み、お正月の忙しいときに全部ひっくり返してやるわけですね。それで出す意見というのが、頭書きがあつて、山田区長殿というのがあつて、A4の半分しかボリュームが無いということを今、初めておっしゃるというのはどういうことなのですか。

都市計画課長 私が申し上げましたのは、結果的にA4の1枚になったということでございます。この文章の内容の中に、いかに多くのことを組み込むかということに事務局としては苦慮いたしました。確かに膨大な量でページをつくれればよいという考えもございまして、事務局といたしましては、A4で1枚か2枚程度の中に、いかに文章表現の中で盛り込むかというところを配慮してまとめたということでございます。

委員 私は20ページや30ページも書いてくださいなんて、一言も言っていないですよ。山田区長のこの意見書だって5ページじゃないですか。別に膨大でないですよ。それに比較して、これだけの議論を尽くしたのに、この都市計画審議会の答申が、私は1に関してだけ言いますが、たった6行です。本当に私は情けなくて仕方がないです。夏から何回も開いて、たった6行ですよ、延長させるつもりは全くないですよ。私もだって忙しいのですから。答えが返って来なかったから、私は杉並区の区民のために、ここに公の立場にいるわけですから。その審議の経緯がたった6行です。A4で2枚か3枚にしたって、もう少し書けるのではないですか。これは言いたくないですけども、そういうお答えをなさるから。おかしいですよ。

発言者	発言内容
-----	------

それでは、これからも杉並区都市計画審議会の答申というのは、いろいろと議論を尽くしても、A4の半分ぐらいしか意見は出さないという、それが慣例なわけですか。教えてください。

都市計画課長 A4で1枚ということを私は言っているわけではございません。答申というのは、簡潔に、かつ内容が充実したものであると事務局では考えてございます。したがって、文章の内容の質も考えて、全体の量を考えていきたいと思っております。決してA4の1枚だけで済まそうということを前提としてまとめたものではございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

委員 繰り返し申し上げますが、私はこのまとめ方は極めて不十分であり、この間の議論を適切に、簡潔に要点をまとめたものであると認めることは出来ません。これだけは申し上げておきます。

委員 私もいろいろな意見を聞いていて、この都市計画審議会そのものが、諮問された事項を回答するという、やや受け身的な存在から、建議出来るような、主体的な審議会へと移行しつつある中で、今までやってきた慣習と、ここで主体的に議論しようと思っている審議会のあり方との矛盾が少し出ているのだと思うのです。ですから、都市計画審議会そのものが少しずつ変わっていくとしたら、区長への回答方法だとか、そういうものも見直していくことも含め、この審議会のあり方が形式に囚われないで、もっと積極的にやっていくようにしていくべきだと思うのです。

そういう一環として、いろいろな報告事項が、前は諮問のときしか説明がなかったのですが、前もって、段階を踏んで報告があるとか、いろいろなところが改善されてきているのですが、一部でまだ前の状況を踏襲しているところもあるので、そういうやり方自体も今後、来年度ぐらいには工夫してもらえたらいいのかな、と思いますので、そういう議論もしていく必要があると感じております。そういう感想を述べておきます。

会長 では、そういうことですが、きょうの議論はこれぐらいにして、終わりたいと思います。

きょう予定の議事は終了いたしましたので、これで第144回杉並区都市計画審議会を閉会にさせていただきます。長時間、また、夜にまたがってどうもありがとうございました。

— 了 —